

DV・虐待等被害者に係る「不開示コード」等の設定申出書

この申出書は、マイナポータルであなた自身の情報や、情報提供などのやりとりの記録を第三者が閲覧できないように制限する必要があるかどうかの確認を行うためのものです。

あなたのマイナンバーカードをDV・虐待等加害者が持っている場合などには、加害者がマイナポータルを使うことで、あなたの避難先の情報が伝わる危険性があります。

この危険性は、マイナンバーカード停止の連絡、マイナンバーの変更、マイナンバーカードの再交付、マイナポータルの代理権解除により回避することができますが、以下の①及び②に当てはまる方は、不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定を申し出てください。

なお、想定されるケースや用語の説明について裏面に記載しています。

当てはまるものに ☒ チェックを入れてください。

① DVや虐待等の被害者である…… ☐ はい ・ ☐ いいえ

(DVや虐待等の被害を受けるおそれがある方を含む。)

② 加害者の下から避難先市町村に避難している…… ☐ はい ・ ☐ いいえ

☐ ①及び②に当てはまるため、不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定を申し出ます。

☐ 不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定を申し出ません。

《設定の解除を申し出る場合》

☐ 現在不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定をしていますが、①及び②に当てはまらなくなった、あるいは、マイナンバーカード停止等の手続きが完了したため、設定の解除を申し出ます。(現在の設定状況が分からない場合も含む。)

年 月 日

(本人氏名)

(保護者氏名)

(裏面)

《想定されるケース》

【ケース①】

避難先市町村から、避難元市町村に居住する加害者に係る情報照会をした場合に、当該避難先市町村からの照会記録があることにより当該DV・虐待等被害者の避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるケース

基本的な対応：地方公共団体（市町村）にて、加害者に関する情報照会の都度、不開示コードの設定を行う。

【ケース②】

DV・虐待等被害者が加害者の所在地にマイナンバーカードを置いたまま避難した場合や、マイナポータルにおいて加害者を代理人設定している場合に、加害者がDV・虐待等被害者の自己情報を直接確認して避難先の都道府県又は市町村に係る情報が伝わるケース

基本的な対応：マイナンバーカードの停止等、代理人設定の解除を行う。

《用語の説明》

○マイナポータル

子育てや介護など、行政手続のオンライン窓口。オンライン申請のほか、行政機関等が保有するあなたの情報の確認や、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスを提供する。マイナンバーカードと事前に設定した暗証番号により利用できる。

○不開示コード・不開示該当フラグ

あなたの情報の提供がされる時に記録されるやりとりの履歴が、第三者に提供されることを防ぐために、地方公共団体が設定するもの。

○自動応答不可フラグ

第三者から地方公共団体に対して、あなたの情報の照会があった時、第三者に自動的に情報が提供されることを防ぐために、地方公共団体が設定するもの。